I

防衛特別法人税・年次改善の改正にも注意
改正法人税等会計基準等における実務上の留意点

有限責任あずさ監査法人
公認会計士 下田 勇矢

【この章のエッセンス】

- 12月決算企業では、2022年に改正された法人税等会計基準等が2025年12月期より強制適用となるため、改正が影響する取引の有無を把握・検討しておく必要がある。
- 税効果会計を適用する際の法定実効税率の算定においては、防衛特別法人税率の反映が必要となる。
- 特別法人事業税の取扱いを明確化するための基準改正が2025年に行われており、影響の有無を確認する必要がある。

はじめに

企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」という）は、2022年10月28日に次の企業会計基準および企業会計基準適用指針（以下、「本会計基準等」という）の改正基準を公表している。

- 企業会計基準27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下、「22年改正法人税等会計基準」という）
- 企業会計基準25号「包括利益の表示に関する会計基準」（以下、「22年改正包括利益会計基準」という）
- 企業会計基準適用指針28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下、「22年改正税効果適用指針」という）

本会計基準等では、次の2つの項目について改正されている。

- 税金費用の計上区分
- グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果

本会計基準等は2023年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から早期適用の選択が可能となっていたが、2024年4月1日以降開始する連結会計年度および事業年度の期首から原則適用されている（22年改正法人税等会計基準20―2項、22年改正包括利益会計基準16―5項、22年改正税効果適用指針65―2項）。そのため、早期適用を選択していない12月決算企業は、2025年12月期に初めて本会計基準等を適用することとなる。後記「税金費用の計上区分」、「グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果」において、本会計基準等の改正の概要および改正が影響する取引等の有無を確認する際の実務上の留意点について解説する。

また、前記改正基準とは別に、2025年にASBJが公表している次の項目についても後記「ASBJのその他の公表物」にて解説する。

- 補足文書「2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」（以下、「補足文書」という）（2025年2月20日公表）
- 「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正」（2025年3月11日公表）

なお、文中の意見にわたる部分に